

2月3日に知事に提出
道予算編成及び道政執行に関する要望・提言

2020年度 北海道予算編成及び道政執行に関する要望・提言

1. 地方行財政の確立について

- 中長期的な財政再建・健全化を目指す上では、本格的な人口減少・超少子高齢社会に突入することを前提にしながら、一律的な歳出削減を行うのではなく、税収基盤の強化を進めるとともに、社会保障、教育、環境、防災、地域活性化など道民の暮らしに直結した歳出項目へ予算配分を的確に重点化すること。
- 「行財政運営方針」の推進にあたっては、職員の業務軽減、時間外勤務の縮減など労働環境の整備、課題把握能力や企画立案能力の向上、道民サービスの向上に資するものとし、随時その効果を把握・検証しながら取り組むこと。また、行財政運営状況について、道民にわかりやすく情報公開すること。

2. 地方創生の推進について

- 新たな北海道創生総合戦略については、前年度以上の地方創生推進交付金を確保するとともに、地方財政計画の歳出における「まち・ひと・しごと創生事業費」は現行水準を確保すること。
- 地方創生に向けては、地域経済の立て直しが重要であることから、循環型の域内経済を再構築する確かな対策を講じること。
- 学生U・Iターン就職促進に関する協力連携協定を一層促進するとともに、SNSなどを活用した情報提供・情報交換の充実をはかり、道内出身の若者の道内就労を促進すること。
- 地域主体の雇用創出・地域再生に向けて、I・J・Uターンの促進による人材確保、人材育成、起業促進、企業誘致などについて必要な支援を行うこと。
- 2020東京オリンピック・パラリンピックに係る「ホストタウン登録」及び「直前合宿」「事後交流」の自治体に対しては、今後の地域振興や地域活性化、さらにはこうした幅広い形での交流をきっかけに、地域主導による共生社会の実現に向けた取り組みを支援すること。

3. 雇用の安定と創出について

- 次期「北海道働き方改革推進方策」は働き方改革関連法の施行を踏まえ、各事業所における労働関係法令の遵守を促すとともに、賃金の引き上げ、若者や女性の活躍促進、高齢者の就労促進、子育て、介護と仕事の両立、外国人労働者の権利確保などに向けた施策を拡充すること。
- 良質な就労機会の実現に向けて、若者雇用促進法の確実な実施、正規雇用化の促進、労働教育のカリキュラム化などを通じた若者雇用対策を講じること。
- 依然として高い高校生・大学生などの3年以内離職を想定し、学校や企業などと連携して、在学者・新規卒者の北海道求職者就職支援センターへの登録を一層増加させ、離職時から早期にアウトリーチ型で就労等の相談ができるシステムを構築すること。
- ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、支援事業の拡充、職業能力開発支援など、福祉行政と労働行政の連携を強化し、個々の世帯態様に応じた総合的な施策を行うこと。
- 人口減少・超少子高齢社会を視野に入れ、高齢者が働きやすい環境の確保に向けて、総合的な観点からの議論を加速させること。
- 障害者雇用促進法が定める法定雇用率の暫定措置が2021年3月までに終了することを踏まえ、実雇用率の向上に向けた就労支援策を強化し、障がい者の雇用促進と職場定着をはかること。
- 過労死や過労自殺問題、若者の使い捨てが疑われる「ブラックバイト」問題については、事件の背景や原因を検証するとともに、労働者を救済する立場から適切に対処すること。
- 公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保による住民の福祉増進、公正な競争の確保による企業の健全な発展に寄与することを目的として公契約条例を制定すること。
- 外国人労働者が労働力の需給調整の手段として行われることのないよう、道は、国の機関や外国人技能実習機構と連携し、技能実習制度の適正な活用と実施に取り組むとともに、技能実習生が技能実習に専念できる環境を整備すること。

4. 医療と福祉について

- 地域医療構想の実現に向けて病床転換や病床数の調整を行う場合は、医療機関の主体にかかわらず、域内の全ての医療機関を対象に協議を行うこと。その際、病床の統廃合に伴う雇用問題が生じないように対策を講じること。
- 人口構造の変化に伴い、地域で必要となる医療機能の需要も変化する中、医師の長時間労働是正に向けた議論が進められているが、看護職をはじめ、医療機関で働く他職種の働き方も同様に見直す必要があることから、離職防止や復職促進に向けた対策を講じること。

- 地域における医師・診療科の偏在を是正するため、医療対策協議会と地域医療支援センターの連携による取り組みを強化し着実に実行すること。
 - 看護職員の離職防止に向け、医療機関における労働環境の改善やマネジメントの向上、ワーク・ライフ・バランスの確保を進めるため、労働時間管理を厳格に行う体制の確保を各医療機関に指導すること。
 - 大規模災害時においては、被災患者のカルテ情報の共有が極めて重要なことから、必要な時に患者カルテ情報を入手できるよう、全ての医療機関における電子カルテ及びレセプト電算処理システムの導入に向けた基盤整備をはかること。
 - 介護サービスを提供する介護人材は慢性的に不足しており、団塊の世代が全て75歳を迎える2025年度には、北海道においても7,500人余りが不足すると言われていいる。介護人材の確保・定着に向け、介護労働者の労働条件や職場環境を改善し、介護労働者の安定的な確保をはかること。
 - 「障がい者福祉計画」の実施に際しては、障がい当事者やその家族を含め、住民の意見を広く取り入れ、障がい福祉サービスの実態と多様な需要を把握した上で、サービスの基盤を整備すること。
 - 障がい者の様々なニーズに包括的に対応できる総合的な支援センターの設置を推進し、障がい福祉サービス利用の援助や就業に係る相談支援や、住居、通いの場の確保など、地域での生活に向けた支援を強化すること。
 - 新型コロナウイルス（新型コロナウイルス）について、北海道は国内でも有数の中国人旅行者が訪れる地域でもあることから、感染防止に向けて国や関係機関と緊密に連携をとり万全の対策をはかること。
- 5. 子ども・子育て支援について**
- 待機児童の早期解消のため、質の高い保育所等の整備とともに幼稚園教諭・保育士等に対して抜本的な処遇改善を行い、幼児教育・保育の質の向上及び人材の定着と確保、デューセントワークを実現すること。
 - 子どもの生活実態の現状を把握し、子どもの貧困対策を実効性あるものとする。また比較的所得者が多いひとり親家庭の課題を把握・整理し、適切な支援メニューにつなげるため、母子・父子自立支援員を中心としたアウトリーチ型の相談支援体制や相談支援窓口の整備に向けた支援を行うこと。
 - 児童虐待については、相談員、児童心理司等専門職員の配置を増やし、児童虐待に関する予防的な取り組み、介入の徹底、虐待を行った保護者へのケア、家族再統合の支援など、児童相談所の機能を強化すること。
 - 「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、すべての子ども・若者の健全な育成と社会への独り立ちを支援するために社会環境の整備と必要な財政支援を行うこと。また、困難を有する子ども・若者とその家族への支援にあたっては、福祉と教育の連携など、ライフスタイルを通じた切れ目のない支援を行うこと。
- 6. 社会インフラの整備と促進について**
- 人口減少や超少子高齢化、外国人労働者や訪日外国人観光客の増加を踏まえ、地域の主体性を確保しながら、人と環境に配慮したまちづくりを推進すること。
 - 増え続ける空き家対策について、倒壊の恐れがあるものについては、火災や自然災害などによって周辺の住宅や住民に危険を及ぼさないよう、計画を策定し対策を行うこと。また、倒壊の恐れのない空き家については、住宅弱者に向けた支援の拡充など有効活用をはかること。
- 7. 地域交通政策について**
- JR北海道の経営再生と道内鉄道網の維持については、民営化の経緯を踏まえ、沿線自治体の意見や協議を尊重し、国の責任で路線を維持することを強く求めること。また、利用促進に向けて、道がイニシアチブをとって全道的な支援体制をさらに強化し、基幹的交通機関である鉄道を、地域特性を踏まえ活かす方向性で検討すること。
 - 道内7空港民間運営開始に伴い、早期に道内航空ネットワークの拡充や空港からの二次交通アクセスの充実に努めること。
 - 人口減少・少子高齢化が進んでいる地域では、生活路線の維持・確保へ向けて、地域の関係者が緊密に連携し取り組んできているが、近年の大規模な自然災害は鉄道や道路などに甚大な被害を与えることも少なくないことから、安全対策などに早急に取り組むこと。
 - 災害に強い物流システムの構築に向け、広域物流拠点として機能すべき特定流通業務施設の選定を進め、非常用電源の完備に向けて支援すること。また、地域事情に応じた支援物資輸送を実現するための広域連携体制の構築を進めること。
 - 自動車運送事業における運転手不足が深刻となっていることから、運転に必要な免許取得に掛かる費用の支援、長時間労働の改善、適正な賃金水準など、運転手の労働条件改善を進めること。
 - 生活基盤最低保障基準維持の観点から、子どもの通学や高齢者の通院など、生活に必要な不可欠な地域公共交通に対する助成を維持・確保すること。

○高齢化や人口減少等の影響により、いわゆる買い物弱者の食料品の入手が困難となっている地域については、移動販売や宅配サービスの展開など、事業者などと連携をはかり対応策を検討し、食料品アクセス問題の解決に向けた取り組みを行うこと。

8. 環境政策について

○温暖化によって引き起こされる地球規模の問題を回避するため、新しいエネルギーミックスを構築し、道内の産業や道民生活に勘案しつつ、長期的・計画的な取り組みを行うこと。

○企業の環境対策を促進するため、環境対策に関連した技術・事業・産業の育成・支援を強化すること。

○生活における省エネの推進など、道民の環境意識を高め、家庭・学校・地域などでの環境問題に対する取り組みを促進すること。

9. 農林水産業の振興について

○TPP11が2018年12月、日EU経済連携協定が2019年2月に、そして日米貿易協定が2020年1月から発効した。こうした経済連携協定が、一次産業はもとより幅広い分野に大きな影響を及ぼすことを踏まえ、懸念される課題について、道はしっかりと把握・検証した上で、必要な対策を国に求めていくこと。

○農業への新規参入や新規就農を促進するための支援・環境整備を充実し、持続可能な産業基盤の確立と成長産業化に資する担い手の育成・確保に重点的に取り組むこと。

○安心して暮らすことができる社会を構築する上では、食の安定供給及び安心・安全の確保は重要な要素の一つであることから、食料安全保障の根幹となる食料自給力の向上を戦略的に推進すること。

○農林水産業を持続可能なものとするため、生産性向上と市場規模の拡大に向け競争力・体質強化、地域振興をはかることは喫緊の課題であることから、海外でも通用する農業の「GAP（農業生産工程管理）」、林業の「SGEC（緑の循環認証）」、水産業の「MEL（水産エコラベル）」などの国際認証取得へ向けた生産者への支援を推進すること。

○森林環境税及び森林環境譲与税を有効に活用し、北海道における森林整備の推進と地球温暖化森林吸収源対策を着実に進めること。

○「緑の雇用」事業などを通じ、段階的かつ体系的な人材の確保・育成を推進するとともに、現場の抱える課題に対応できる「フォレストアーツ」や「森林施業プランナー」を育成し、林業の持続可能な産業基盤の確立をはかること。

○日本海沿岸地域の漁業者が持続的に漁業を営んでいくために、本道漁業の実態に即した資源管理の実現、加えて、トド等海獣類による漁業被害対策、栽培漁業をはじめとする資源増大対策、さらには諸外国からの脅威等に対して実効性のある対策を行うこと。

○中山間地域の活性化と国土の均衡ある発展、環境と景観の保全、都市と農山漁村の交流の推進のため、I・J・Uターンなどにより地方で生活したい人のための定住環境を整備し、地域コミュニティを活性化すること。

○農商工連携、医福食農連携、農観連携、地理的表示保護制度などを通じて、農林水産物・食品のブランド化など付加価値を高めるとともに、医薬や理工などの異分野に蓄積された技術・知見の活用、ICTの活用、新品種・新技術の開発・普及などの生産流通システムの高度化などにより、新たな雇用を創出すること。

10. 観光産業の振興について

○IR（統合型リゾート）の道内誘致については、ギャンブル依存症や環境への影響などの懸念から、いまだ道民の多くが反対している。また、国会議員による収賄疑惑は解明されておらず、利権の温床となる懸念もあることから断念すること。

○（仮称）観光振興税については、多様化する観光需要に対応するための財源確保に向けて、早期の導入をはかること。

○近年多発している大規模な自然災害により、観光地所在自治体においては甚大な被害が発生している。様々な自然災害に備え、耐震化の強化、防災基盤などの安全対策に係る施設整備や環境整備を推進すること。

○事故や災害時における観光客の安全確保に向け、避難誘導及び避難場所の確保など、安全確保に係る情報提供基盤を整備すること。

○北海道新幹線の開業による函館圏の観光客を道内各地に誘客するために、多様な二次交通を充実させ、道内二つの広域観光周遊ルート形成を促進し、観光需要を喚起する取り組みに対する支援を拡充すること。

○急増する外国人観光客などの受入体制の充実に向け、観光産業に従事する者の育成・確保に係る取り組みを支援するとともに、観光情報基盤を整備し、質の高い観光地づくりを推進すること。

○高齢者や障がい者等が快適かつ安心して観光地を周遊できるよう、観光地におけるバリアフリー化など環境整備をはかること。

○新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、中国政府が海外団体旅行を禁じたことを受け、訪日中国人観光客の消費に期待していたホテルや小売業者など観光産業に影響が出ている。懸念さ

れる観光需要の落ち込みについて影響を分析し、対応策の検討を行うこと。

1.1. 地域経済の活性化について

- 道産食品のさらなる輸出拡大においては、道内経済の活性化と道内企業の収益向上の観点から、北海道から直接輸出できる環境整備を推進すること。
- 「北海道産業人材育成ネットワーク」の取り組みを推進し、地域における就労支援と人材確保、雇用の創出をはかること。
- 中堅・中小企業における業務効率化や生産性向上に資するよう、IOTやAI、ビッグデータ、ロボットの活用拡大に向けて専門人材の育成や、企業と道立試験研究機関、大学・高専等との産官学連携を促進すること。
- 企業における人的投資、設備投資、研究開発等に対する支援を着実に実施すること。特に、産業構造の変化に対応した働く者の学び直しや、企業の職業能力開発に対する支援を強化すること。その際には、雇用形態や企業規模による格差が生じることのないよう、特に中小企業に対する支援策を講じること。
- 新規産業・雇用の創出するために、将来にわたり特に発展が求められる分野（ICT、グリーン、ライフ、観光、サービス、農林漁業の6次産業化等）において、人材育成や技術開発を促進するために必要な支援を行うこと。
- 「グリーン・ジョブ戦略」に基づき、雇用の拡大・創出が期待できる分野及び、グリーン産業、構造転換を目指す産業に対し、技術的・財政的支援を行うこと。
- ものづくり技術・技能の維持強化とその支援、人材育成強化とその支援、地域特性を活かしたまちづくりの推進など、地域連携を強化した地域経済・社会の活性化を進めること。
- 中小企業における障がい者雇用の推進のための支援、特に障がい者の受入実績がない「雇用ゼロ企業」に対する雇用前後の支援を推進すること。また、障がいのある労働者の労働災害を防止するため、企業に対し支援を強化すること。

1.2. エネルギー政策について

- 脱原発に向けたプロセスを明らかにするとともに、中長期的なエネルギー源の確保にあたっては、エネルギーコストの低減や温室効果ガスの排出削減などに取り組みつつ、新しいエネルギーのベストミックスを構築すること。
- 短期・中長期の取り組みにあたっては、再生可能エネルギーの積極推進・分散型エネルギーシステムの開発、省エネ技術・製品の普及、エネルギー節約型のライフスタイル・ワークスタイルの普及などに対する政策的な支援を行うこと。
- 幌延深地層研究センターについては、研究センターが設置された歴史的経過と社会的な合意を踏まえ、先の「研究期間の延長容認」は撤回し、改めて日本原子力研究開発機構に対し、第3期中長期計画に基づき、計画どおりに決定・公表するよう求めること。

1.3. 防災・減災の取り組みについて

- 地域防災計画の策定・修正においては、地域住民・地域企業の意見を反映させることはもとより、防災会議に多様な立場の参画を担保し住民の理解促進をはかることで、総合的な防災・減災対策を充実させること。
- インクルーシブ防災の観点から、災害用の装備品・備蓄品について、女性、高齢者、障がい者、子ども、外国人労働者の意見も踏まえて拡充するとともに、防災訓練を強化すること。
- 情報が錯綜しないよう、住民、地域の消防団・水防団や地域コミュニティ組織、民間企業などと連携し、特性の違う複数の手段により被害状況を収集・集約し、防災関係機関、報道機関、ライフライン・公共交通機関と逐次情報の共有化がはかれる体制を整備すること。
- 既存施設の耐震化や津波対策を早急に進めること。また、老朽化が進む社会資本を、適切に維持管理・更新し長寿命化を推進すること。さらに近年の大規模災害の教訓を踏まえ、上下水道のような生活に必要な公益事業の迅速な復旧を行うため、非常時における自治体間の相互応援態勢の整備を促進すること。
- 災害時でも地域住民に対する医療・介護サービスを提供できるよう、広域的な医療と介護の連携体制を整備すること。
- 近年多発する大規模災害発生の経験から、迅速かつ確実に住民に警報等の情報を伝達できるなど、情報通信手段の確保や情報提供のあり方について、総合的な取り組みを整備・推進すること。

1.4. 人権施策について

- 「北海道人権施策推進基本方針」については、関連法の整備や社会情勢の変化を踏まえ、世界に注目される北海道にふさわしい人権施策となるよう、早急に整備をはかること。
- パートナーシップ制度については、人権施策の入口とも言える性的マイノリティへの理解が深まる機会と捉え、幅広い見地からの検討を進めること。

1.5. 教育機会の確保について

- ゆたかな教育を保障するため、子どもの多様性をいかした「学び合い」を可能とする少

- 人数学級を実現し、教育課程の弾力化や学校の裁量権を保障すること。
- 生徒が安心して大学受験ができる環境を整えるために、大学入学共通テストにおける民間英語試験の活用と国語・数学における記述試験の中止を求めること。
 - 教員が心身ともに健康に働くことで、子どもたちの学びの質が確保されることから、業務削減を基本に、教員の長時間労働是正に向けた取り組みを早急に講じること。
 - 高校の募集停止となった地域における影響を検証し、「新たな高校教育に関する指針」、「これからの高校づくりに関する指針」について社会政策的な観点から、「望ましい学校規模を1学年4～8学級」とする考え方を抜本的に見直すこと。
 - 障がいのある子ども、異なる文化や言語を背景とした子どもなどが、普通学級に在籍して教育を受けられるインクルーシブ教育を推進すること。
 - 通学路の安全対策を進めるとともに、登下校時の安全確保に向けた施策を推進すること。
 - 学校におけるいじめやハラスメント等の対応については、性的指向・性自認にかかわらず広く相談支援に応じることのできる体制整備を進めるとともに、外部の専門機関や各自治体の相談窓口との連携を強め、子どもからの相談に応じることができるよう整備すること。
 - 私立学校等管理運営対策費補助金における北海道単独措置額を増額するなど、私学に対する財源措置を強化・充実すること。また、私立学校の耐震化率100%に向けて、財源措置等の必要な支援を継続して行うこと。
- 16. 北方領土返還運動について**
- 北方領土の早期返還に向けたロシアとの交渉を促進するよう、国民・道民運動を強化し、進展させるとともに、サハリン州との文化的・経済的交流をさらに促進させること。